

丹波少年自然の家について

1 丹波少年自然の家について

10市町（令和5年度より9市町）によって事務組合が構成され、施設の管理運営を行っている。

所在地	丹波市青垣町西芦田2032-2
設置年	1978年（築45年）
土地所有	西芦田外二ヶ区林野管理組合（にしあしだほかにかく）
建物所有	丹波少年自然の家事務組合
年間予算	令和4年度 273,532千円（うち、構成市町の負担金132,483千円） ※芦屋市負担 6,729,878円 （運営費分担金5,790,780円、建設費分担金939,098円）
職員数	正規職員8名
構成団体	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、 丹波市、丹波篠山市 （令和5年3月末で尼崎市が脱退）

令和3年3月19日に尼崎市が令和4年末をもって脱退することを表明したため、その後、施設の存続に向けた運営方法等について、丹波市を座長として協議してきた。

2 令和4年3月以降の丹波少年自然の家のあり方協議の概要

令和4年2月7日の丹波少年自然の家事務組合議会定例会後に、構成10市町の首長会議において「令和5年度末を基本として組合を円満に解散すること」及び「組合職員の処遇は構成市町が責任を持って対応すること」で合意がなされた。

その後、川西市を座長として、2回の首長会議、3回の部局長会議、2つのワーキンググループでの検討17回を経たのち、事務組合から丹波市へ施設を譲渡する案が示された。

令和5年度に入り、2回の首長会議、4回の部局長会議において、承継する方法等の協議を重ねてきた。

なお、この間も、尼崎市は協議に参画しており、解散に伴う負担については、責任を負うとの方向性を確認している。

3 令和5年8月丹波少年自然の家事務組合議会定例会における報告事項

別紙1のとおり

なお、各市町の負担率は、下表のとおり。

	負担率※1
尼崎市	0.2329
西宮市	0.2455
芦屋市	0.0555
伊丹市	0.1061
宝塚市	0.1198
川西市	0.0838
三田市	0.0630
猪名川町	0.0244
丹波市	0.0398
丹波篠山市	0.0292
	1.0000

※1 負担率（統合算定型）は、均等割10%（各市町1%）＋人口割90%

4 今後の予定

3の事務組會議会定例会での報告を受け、今後、別紙2スケジュールで解散及び丹波市への承継に向けた手続きを進める。

5 添付資料

- ・丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議について（報告）…別紙1
- ・丹波少年自然の家事務組合の解散・財産処分・規約変更 今後の流れ…別紙2

丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議について（報告）

1. 協議経過

令和4年2月7日に、丹波少年自然の家事務組合は、令和5年度末を基本として円満に解散すること、及び組合職員の処遇は構成市町が責任を持って対応することが首長間で合意されました。

それに基づき、丹波少年自然の家の施設が、組合解散後も、県内の子ども達や地元住民のために活用されることが、施設所有者としての社会的責任を全うし、地域の活性化、地元及び構成市町の負担最小化につながり、組合の円満解散という目的を達成するという考え方のもと、施設の有効活用を第一案として、財産処分の検討を行ってきました。

また、職員処遇についても、職員の希望を優先する形での各市町での受け入れをベースとして検討してきました。

その後、様々な議論を重ねてまいりましたが、令和5年5月29日、令和5年7月28日の2回にわたって実施した丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議に関する会議（以下「首長会議」という。）において、合意した事項について報告いたします。

2. 令和5年5月29日実施の首長会議における合意事項

1. 丹波市が組合から施設の譲渡を受ける。その後の施設の活用については丹波市の責任と費用のもとで実施する。
2. 地権者と丹波市との間で土地の貸借について新たに契約を行う。これにより、従前の一部事務組合と地権者との土地賃貸借契約はなくなり、施設の解体費用負担に関する法的リスクは解消される。
3. 関係市町は、今後施設を存続し活用するために必要な費用の一部を負担し、その負担金を組合に拠出する方向とする。
組合は、施設を存続し活用するための費用として、関係市町から拠出される負担金を組合が保有する施設整備基金相当額と合わせて、施設を継承する丹波市へ帰属させる方向とする。
4. その負担金及び施設整備基金相当額の金額、負担方法、その他の財産処分の詳細については、関係市町における協議によることとし、地方自治法の規定に基づいてこれを行う。

3. 令和5年7月28日実施の首長会議

(1) 事務局案

1. 財産処分に伴う関係市町負担金案

施設改修費約3.1億円から、令和5年度末時点の基金相当額等の残余現金（約0.8億円程度を想定）を控除した額を、関係市町が人口に応じた負担割合で負担することとします。

施設改修費は建物維持に最低限必要な改修費として、その内訳は、令和2年度に設計費の予算議決があった改修が2.7億円、アスベストが含まれている箇所の改修が0.4億円です。

改修箇所は浄化槽、本館屋根等、野外トイレ屋根、炊事場屋根を想定しています。

なお、昨今の人件費・物価高騰を踏まえると、実際の必要額はさらに増大する見込であり、別途、営繕費用や維持管理経費等も必要になるところではありますが、これらは負担金の算定に反映していません。

2. 職員処遇について

8人の職員中、1次選考において2名が試験を希望されず退職予定、5名が各市で採用が決定、1名が構成市町の会計年度任用職員としての採用に向けて調整中です。

事務組合解散に伴い発生する退職手当にかかる負担額については、関係市町が人口に応じた割合で負担することとします。

(2) 協議経過

会議においては、宝塚市長より、「施設整備費相当の負担金を支出するに当たっては、この施設が一定の蓋然性をもって利活用されること、構成市町の市民にメリットがある施設であることが必要である。以上2点について書面として残せないか」との意見が出されました。

これを受け、施設の譲渡を受ける丹波市長から、「これまで丹波少年自然の家が担ってきた役割を十分に考慮し、引き続き、阪神地域や丹波地域をはじめとした子どもたちの声が聞けるような施設として活用することを第一義に目指してまいりたい」と回答していただきました。また、負担金は、算定の根拠として施設改修費相当額を用いたものであること、その後の施設の活用については丹波市に一任することで合意していること、この会議の発言内容については報告文書及び議事録として記録することについて、座長市の市長である私より説明を行いました。

また、伊丹市長より、「施設をそのまま残していくのは道義的に如何なものかという意見もあるが、組合と地権者の間で締結された土地使用貸借契約書において「返還時における現況のまま引き渡す」とされている以上、施設については除却のみならず、改修の義務も無いと解される。そのため、負担金の支出に見合うメリットを関係市の住民に示すとともに、そのメリットを享受できる見通しを立てる必要がある。それらが明らかにならない以上は負担金の支出に賛成はしかねる。一方で、一市だけが反対して組合が解散できないのは望ましくないため、関係市町の総意であれば従う」という意見が出されました。

なお、他市町の首長からは、事務局案に賛成する意見をいただきました。意見としては、「賃貸借終了時には原状回復の責任は借主にあるというのが大原則であり、組合は建物を本来であれば収去してお返ししなければならないということは法的には極めて当然であり、年間の賃料が400万円で除却費用が4億円以上必要となるものを地元に押し付けるような不正義はするべきではない。そう考えると、活用いただける丹波市に改修・修繕費を支払うのは当然であり、市民を含め誰に対しても正々堂々と説明可能であり、法的にも、社会正義に基づいた解釈という意味でもなんら問題はないと考えている。」というものや、「施設改修費相当の負担金額は、各市町の管理運営費負担金の2年から3年分程度の金額である。解散手続きに一般的には2～3年を要することからも、事務局案が妥当である」というものがありました。

そこで、会議としての結論をまとめるため、財産処分に伴う関係市町負担金案について、多数決を実施することといたしました。

その結果、事務局案に対して一市以外の首長が賛成することとなったため、本案を合意事項といたしました。

また、職員処遇については、事務局案に対して全ての首長が異議なしとなりました。

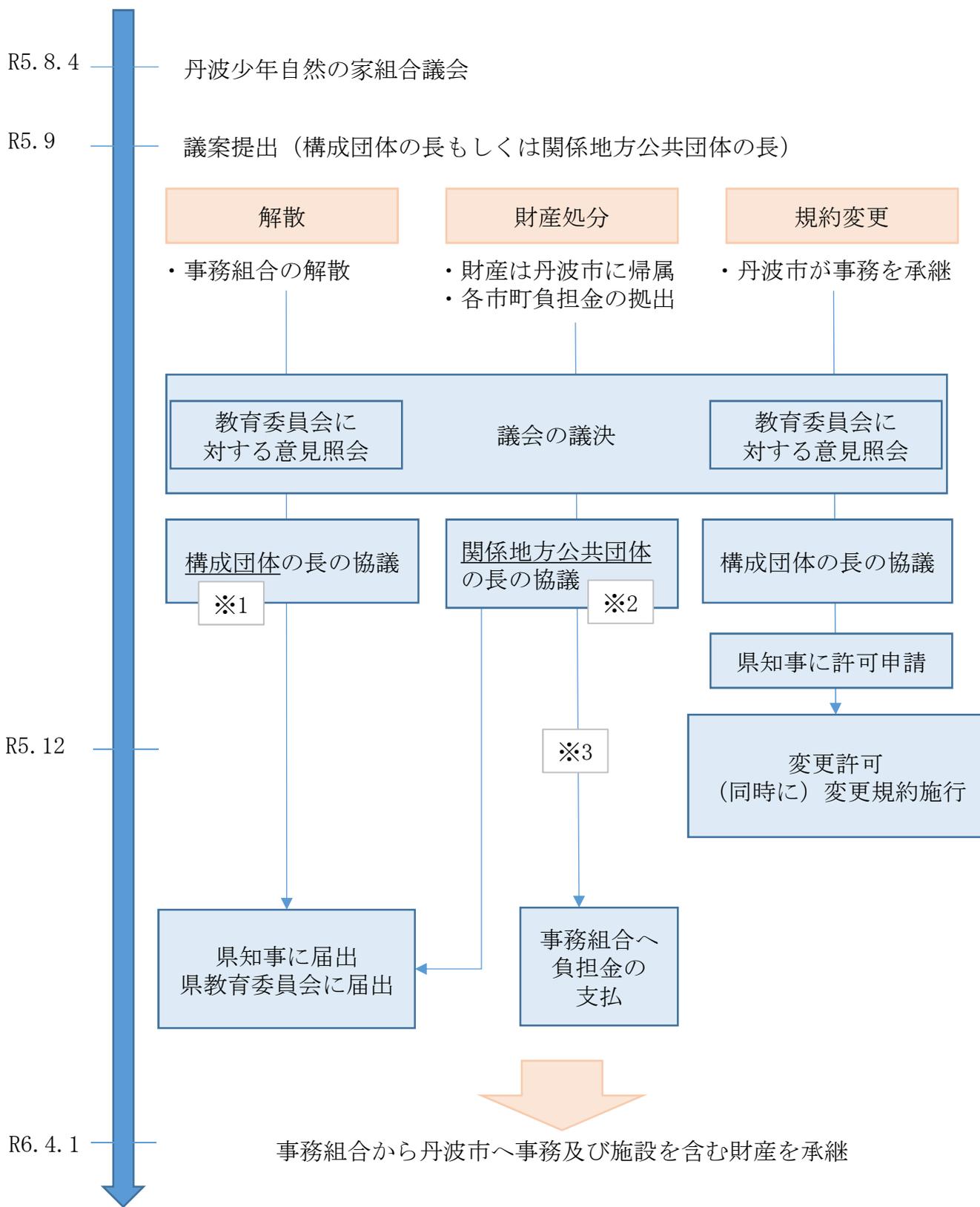
最後に、関係市町として合意に達したことを踏まえ、丹波市長より施設の継承と活用にむけた決意表明をしていただきました。

関係市町として丹波市の施設利活用について、関係市町にも資する形で検討が進められることを期待し、引き続き一丸となって組合の円満解散に向け協議を進めていくことも、合わせて共有しました。

以上、報告します。

令和5年8月4日
丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議に関する会議
座長 川西市長 越田 謙治郎

丹波少年自然の家事務組合の解散・財産処分・規約変更 今後の流れ



※1 西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・丹波市・丹波篠山市
※2 構成団体に尼崎市を加えた10市町
※3 12月議会で、補正予算議案（組合に支出する負担金）を提出予定